

コーセイ企業年金基金、責任ある機関投資家の諸原則となる『日本版スチュワードシップ・コード』の受け入れを表明

コーセイ企業年金基金は、企業理念に『美しい知恵 人へ、地球へ。』を掲げるコーセーグループの一員として、「資産保有者としての機関投資家」の立場で、責任ある機関投資家の諸原則となる『日本版スチュワードシップ・コード』(以下「本コード」という)の受け入れを表明しました。

本コードは、機関投資家を「資産運用者としての機関投資家(投資運用会社など)」、「資産保有者としての機関投資家(企業年金基金や保険会社などのアセットオーナー)」の 2 種類に分けて果たすべき責務を規定しています。当基金は全資産を運用機関に委託しているため、「資産保有者としての機関投資家」の立場として本コードの受け入れを表明し、運用委託機関に対して、投資と対話を通じて投資先企業の持続的成長を促すことにより、当基金・受益者の中長期的な投資リターン拡大を図るよう行動することを求めます。

◆コーセイ企業年金基金 HP

<http://kosekikin.or.jp/>

◆HP 内「スチュワードシップ・コードの受け入れについて」

<http://kosekikin.or.jp/guide/stewardship.html>

◆HP 内「日本版スチュワードシップ・コードの受け入れに関する取組方針」

<http://kosekikin.or.jp/guide/pdf/stewardship202107.pdf>

スチュワードシップ・コードとは

コーポレートガバナンスの向上を目的とした、機関投資家の行動規範であり、企業統治の不十分さが深刻化の一因となったリーマンショックを背景に、2010年にイギリスで発祥しました。このたび当基金が受け入れ表明をした、日本版のスチュワードシップ・コードは、イギリス版コードを元に、金融庁によって 2014年に策定され、2017年と2020年に改訂されました。

※ スチュワード(steward)は「執事・財産管理人」の意。

本コードは、「目的を持った対話」などを通じた投資先企業の中長期的な企業価値向上、および受益者への投資リターンを最大化する狙いの下、機関投資家の行動規範を規定する 8つの原則から構成されています。機関投資家に求められる本コードと、上場企業に求められるコーポレートガバナンス・コードは、いわば「車の両輪」といえます。

※【参考】金融庁 HP <https://www.fsa.go.jp/status/stewardshipLink.html>

※コーセイ企業年金基金へのお問合せは

03-6892-5894 または お問合せフォーム(<http://kosekikin.or.jp/inquiry/>)まで